

# 低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

H27. 3. 30 日

総務部  
防災部  
農林水産部  
土木部

## 1 見直し内容

- ① 直接工事費（資材単価、機械経費、労務単価など）は、実際の施工に必要な実費であり、95%を100%とする。
- ② 一般管理費等のうち新たに役員給与を算入することとし、55%を70%とする。
- ③ WTO適用基準額（20.2億円）以上の工事は、現行どおりとする。
- ④ WTO適用基準額（20.2億円）未満の工事は、上限90%を「上限なし」とする。

現 行	改 正
<p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>① 直接工事費 の<u>95%</u></p> <p>② 共通仮設費 の90%</p> <p>③ 現場管理費 の80%</p> <p>④ 一般管理費等の<u>55%</u></p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、<u>予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。</u></p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>	<p><u>(1) WTO対象以外の工事</u></p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>① 直接工事費 の<u>100%</u></p> <p>② 共通仮設費 の90%</p> <p>③ 現場管理費 の80%</p> <p>④ 一般管理費等の<u>70%</u></p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p> <p><u>(2) WTO対象の工事 (現行どおり)</u></p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.08</p> <p>① 直接工事費 の95%</p> <p>② 共通仮設費 の90%</p> <p>③ 現場管理費 の80%</p> <p>④ 一般管理費等の55%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、<u>予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。</u></p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が

含まれているため、次のとおり運用する。

- ・上表①直接工事費は、建築関連積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ・上表③現場管理費は、建築関連積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。
- ・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。

※WTO対象の工事とは、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事であり、現時点では予定価格が20億2千万円以上の工事をいう。

なお、今後この金額に変更があった場合は、変更後の金額に読み替えるものとする。

## 2 施行日

平成27年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。

## 3 適用除外

標準的な積算基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては適用除外とすることができるので、事前に主管課と協議すること。